

# ★飲食店営業許可申請者のみなさまへ★



～深夜酒類提供飲食店営業の届出について～

あなたが申請されたお店（カウンターバー・スナック・居酒屋等）は、深夜（午前0時から午前6時）の時間に、設備を設けて客に酒類を提供して営む飲食店営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。）に該当しませんか？

もし、該当する場合、あなたのお店は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定されている

## 深夜酒類提供飲食店営業の届出（※）

が必要です。

- ◎ 必要な書類～～～開始届出書のほか、営業所の平面図等の書類  
（営業者が個人と法人で必要書類が異なります。  
詳しくは、鳥取県警察本部のホームページや最寄りの警察署生活安全担当課でご確認ください。）
- ◎ 書類の提出先～～営業所の所在地を管轄する警察署  
（郵送・電子申請・FAXによる受付は行っておりません。）

また、開店当初は該当しなかった場合でも、営業時間を延長する等した場合で、**深夜酒類提供飲食店営業に該当する場合も届出が必要**です。



はとろーくん

**忘れずに届出をしましょう！！**

（※）この届出は同法律第33条に規定されています。

都市計画法に基づく用途地域により条例で営業禁止地域があります。

鳥取県警察本部生活安全部  
生活安全企画課許可指導係  
電話 0857-23-0110（代表）